

兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会〔議事録〕

日時：令和7年9月9日（火）15:00～16:30
場所：テレビ会議システム Webex

1 会長選出

設置要綱第3条第3項の規定に基づき、委員の互選により竹端委員を委員長に選定

2 協議会の公開

委員の総意として下記の点を確認

- ・ 本協議会については、個人に関する情報を取り扱うため非公開とする。
- ・ 協議会の資料及び議事概要については、個人に関する情報や発言者（委員名）の名前をマスキングした上で、兵庫県ホームページにおいて公開する。

3 報告

事務局より以下について報告

- (1) 法人後見実施団体意見交換会（R7.7.4）開催結果
- (2) 中核機関未設置市町オンラインヒアリング（R7.7.2）結果

4 議題

事務局より以下について説明

- (1) 今年度の成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する県事業案について
- (2) 市町長申立てマニュアル作成による申立迅速化について

5 報告、議題にかかる意見交換

(1) 報告について

A 委 員	個々に活動する法人後見実施団体共有の機会ができたことは非常に良かった。いろいろな法人格の団体があり、団体によって特色があるが、課題共有の場やネットワーク化、行政による支援がより必要かと思う。質の担保も重要であり、県単位での研修は、運営のあり方等も含めて取り組む必要がある。
事 務 局	一口に法人後見といっても、団体によって特色があるが、共通する部分もある。違う団体の話を聞いて新鮮だったという声もあり、情報交換会は今後も続けていきたい。 質の担保については、今年度すぐは難しいかも知れないが、県としてどういうことが必要か、ご意見を賜りながら進めていきたい。
B 委 員	私が入ったのは、市民後見人が法人後見として立ち上げた団体と社会福祉法人が利用者を支援するために別の法人を立ち上げた団体のグループだった。市民後見として活動されているところは後継者問題が切実だったが、中核機関で養成している市民後見人や、権利擁護サポーター養成研修修了者が活躍できるかもしれない。

	ある市で、社会福祉法人が別法人を立ち上げて後見を行う事例があり、そうした先進事例等の情報発信の役割も重要。
C 委 員	法人後見推進に必要なところは。
B 委 員	今回参加したところは既に法人を立ち上げていたので、肅々としていた。実施法人がない市町で新たな法人後見として実施しているのが新たな動き。ほかの法人からも手上げがあるので、と思っている。
D 委 員	有償の法律相談を実施している団体は、非弁活動に当たらないか。死因贈与契約が無効とされた事例もあり、コンプライアンスの観点から、第三者評価や倫理委員会の導入が必要。県でチェックする機関があったほうがよいのでは。
事 務 局	そういう観点は全く持ち合わせていなかった。伝え方は考えるが重要な観点なので、育成・養成研修の中で触れていきたい。

(2) 議題について

C 委 員	とある自治体で担当者が変わったとたん、市町長申立てが拒否されるようになったというエピソードを聞くが、今回作成する市町長申立ての手引きを読めば、その固い担当者もここに書いてあるなら仕方ない、と思えるような内容という理解でよいか。
D 委 員	はい。内部決裁につけてもらうイメージ。
E 委 員	県のマニュアル検討会に参加している。市町長申立ては、市の担当者によつて対応がまちまちになりがち。数年おきに異動があり、ほかの業務をしながら不安の中で実施している現状なので、一定のメルクマールが示されていれば、実務を進める中で役に立つ。市民・親族にも安心していただけるのではないか。
D 委 員	市町担当者の経験値・見立てによりばらばら。積極的に市町長申立てを増やす必要もないが、必要な人に最小限のコストと時間で必要な支援が届くと、支援者にも本人にも役に立つと思う。
A 委 員	市町長申立ての手順書はあるが、違う切り口であるのがよい。担当者や関係機関との連携の深さといった属人性ではなく、マニュアル的なものを使いながら、そもそも後見制度が必要なのかという視点から見直し、必要であれば一定の質の申し立てができるのがいいと思う。
F 委 員	市町長申立てはできるだけ避ける、というニュアンスなのか。
D 委 員	そういうニュアンスではない。国通知をベースに必要な時は必要な対応を、という視点。ニュートラル。
C 委 員	市町長申立ての件数を少なくしたいという担当者がいた場合は。
D 委 員	他の制度の活用についても記載しており、他の制度が利用可能であればそれらの制度を用いることとしている。 申立権者についてはあまり踏み込んでいない。基本的には申立権者がいないケースを扱っている。
E 委 員	実態としては、親族がいないケースのほか、親族が関わりを拒否しているケースも対応している。
C 委 員	具体例は書いたほうがいいかもしれない。
D 委 員	分量との相克になる。 市町長申立てを推奨し、専門職による申立て代理が減る、ということには全くならないと思う。
B 委 員	わかりやすくまとめていただき感謝。マニュアル完成後は、県HP等で公開

	するのか。公開するなら、一時相談での参考になる。日自との兼ね合いがあるので、市町社協との共有も検討してほしい。
D 委 員	<p>公表できないのであれば作らないほうがいい。大阪府、新潟県、足立区などで作られたものも公表されている。公表し、間違っているところがあれば適宜修正する。</p> <p>専門職、支援者から市町長申立てに、という材料に使われないかとの懸念はあるが、最後は各自治体の裁量。そういう意味で具体例を書いていない。</p> <p>ほかの団体を入れないので、という点については、あくまで市町長申立て総論ではなく各論としてポイントを絞り、厚労省の通知と裁判所の運用と市町の運用とに齟齬がないように、という形で整理しており、風呂敷を広げすぎると、分量が倍になったり、完成が遅れたりするので、あくまでも参考資料のひとつという位置づけで見てほしい。法改正が進んでおり、数年後に不用になるかもしれない。できる限り早く公開し、皆さんとの共通理解に資するのが目的。</p>
事 務 局	<p>県としても公開する方針である。今年中に完成させ、年度内に研修を1回実施したい。来年度からはマニュアルがあるので、年度前半に研修を実施したい。</p> <p>今回公開し、来年度前半の研修等で意見をもらい、ブラッシュアップしていく。法改正後に第2版、というように改正していく、どんどんブラッシュアップしてより使いやすいものにしていきたい。</p>
C 委 員	意思決定支援研修の進め方について、どういう形を想定しているのか。
事 務 局	対象は行政や社協向け。意思決定支援のガイドラインが5つあり、まずは県としての考え方をこれから詰めていきたい。各分野の方々をコメントーターとして、例えば医療分野や福祉分野での意思決定支援についてパネルディスカッション形式で話してもらい、意思決定支援といつても様々な分野で考え方が違う、というところを気づいてもらう研修ができるかと構想している。
C 委 員	各領域で今、意思決定支援の研修等をどのように進めているのか。
G 委 員	高齢分野では、介護支援を中心に行っており、意思決定支援に特化した研修は実施していない。介護の予防的側面から様々な取り組みを行っている
H 委 員	認知症分野では、意思決定支援に特化はしておらず、様々な研修で意思決定支援が必要であるということをお伝えしている。今年度は担当が他府県の研修に参加するなどし、次年度以降につなげたいと考えている。
I 委 員	障害分野では、市町や相談支援事業者等へ国の意思決定支援のガイドラインを周知するとともに、相談支援員対象の専門コース別研修において意思決定支援研修を行っている。
C 委 員	認知症、障害、医療の領域でばらばらに研修するのではなく、県庁各課の情報を収集し、どのような困りごとを抱えているのかを踏まえたうえで、意思決定支援研修はどうしていくか整理するとよいのではないか。
J 委 員	ガイドラインが5つに分かれているなかで、簡単に意思決定支援と一括りにできないのでは、と思っていたところ。これから整理をしたうえで考えていきたい。
C 委 員	研修を打つ前に各課、各領域の情報を収集・整理し、今年度必要な研修がどんなものかみたいなことを整理してほしい。探索的研修というか、各課、各領域の施策に役立つような、一気通貫ではないが、入口となるような研修を考えてほしい。各課担当者にも研修の企画から参画してもらう等、検討してほしい。
D 委 員	意思決定支援研修の対象は市町の職員か。

事務局	国では特に定められていないが、県としてはまずは行政、権利擁護センターを対象にと考えている。ゆくゆくは各専門職に広げていけばと思う。
D委員	5つのマニュアルに目を通したが切り口がバラバラであるため、居所の選択、サービスの利用、医療の場面等、いくつかの場面を設定し、各関係者の共通理解を醸成していく、という立てつけがいいのではないか。
B委員	県社協では数年間に研修をしたことはあるが、意思決定支援をメインにした研修はしばらく実施したことはない。
C委員	県社協には、D委員の意見も参考にしながら、市町社協の職員さんだったら、どんなところを聞けたらいいだろうかみたいなことも想像しながら、一緒に作っていただけるとありがたい。